

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和3年12月16日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2000358号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2100048号

第1 結論

請求期間①のうち、請求者のA社における平成31年4月1日から令和元年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成31年4月から令和元年8月までの標準報酬月額については、17万円から20万円とする。

なお、訂正請求日(令和2年9月30日)以降に厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間である平成31年4月から令和元年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成8年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成30年4月1日から令和2年2月1日まで
② 令和2年2月1日から同年3月1日まで

請求期間①について、厚生年金保険の記録では、私のA社における標準報酬月額は、未払の残業代を含まない報酬月額が計算の基となっているので、残業代を含めた標準報酬月額に記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②について、厚生年金保険の記録では、私のA社における資格喪失日が令和2年2月1日となっているが、同社では、当該期間に有給休暇や代休を消化できていないので、資格喪失日を同年3月1日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、平成31年4月1日から令和元年9月1日までの期間について、本件訂正請求日(令和2年9月30日)において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であり、厚生年金保険法が適用される期間である。

オンライン記録によると、当初、平成31年4月から令和元年8月までの標準報酬月額は17万円と記録され、その後、保険料徴収権の時効成立後の令和3年10月29日付けで、当該標準報酬月額を20万円とする随時改定とともに当該改定後の標準報酬月額(改定前の標準報酬月額を除く。)を厚生年金保険法第75条本文該当(保険給付の対象とならない記録)とする処理

が行われていることが確認できるところ、請求者から提出された給与明細書（写）及び事業主から提出された給与台帳（写）により、請求者の当該期間に係る標準報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額（20万円）は、オンライン記録における当該期間の標準報酬月額（17万円）を超えていることが確認できる。

したがって、請求者の平成31年4月から令和元年8月までの期間に係る標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

- 2 請求期間①のうち、平成30年4月1日から同年8月1日までの期間について、本件訂正請求日（令和2年9月30日）において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であるところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなり、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正等が行われるのは、当該認定額がオンライン記録における標準報酬月額を上回る場合である。

しかしながら、請求者から提出された給与明細書（写）及び事業主から提出された給与台帳（写）により確認できる平成30年4月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（17万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していることから厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

このほか、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間①のうち、平成30年4月1日から同年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 請求期間①のうち、平成30年8月1日から平成31年4月1日までの期間及び令和元年9月1日から令和2年2月1日までの期間は、本件訂正請求日（令和2年9月30日）において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であり、厚生年金保険法が適用される期間である。

平成30年8月1日から同年9月1日までの期間については、事業主が届出すべき資格取得時の報酬月額に基づき当該期間の標準報酬月額を認定することとなるが、請求者から提出された給与明細書（写）、事業主から提出された給与台帳（写）及び事業主の回答並びに日本年金機構の回答から、当該期間に係る上記標準報酬月額を確認することができない。

平成30年9月1日から平成31年4月1日までの期間及び令和元年9月1日から令和2年2月1日までの期間については、当該期間の本来の報酬月額に基づき認定することとなるが、請求者から提出された給与明細書（写）、事業主から提出された給与台帳（写）及び事業主の回答

からは、請求者が、当該期間に係る標準報酬月額決定の基礎となる月において、オンライン記録における標準報酬月額を超える標準報酬月額に相当する報酬月額の支払を受けていたことを確認することができない。

したがって、請求期間①のうち、平成30年8月1日から平成31年4月1日までの期間及び令和元年9月1日から令和2年2月1日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

- 4 請求期間②について、本件訂正請求日（令和2年9月30日）において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であり、厚生年金保険法が適用される期間である。

請求者は、請求期間②において、有給休暇や代休を消化できていないので、A社における資格喪失日を令和2年3月1日に変更してほしい旨主張しているが、厚生年金保険法における被保険者資格喪失時期は、事業所に使用されなくなった日（退職日）の翌日とする旨が規定されているところ、雇用保険の加入記録及び事業主から提出された労働者名簿（写）により確認できる請求者の同社における離職日（退職日）は令和2年1月31日となっており、ほかに、請求者が当該期間において、同社に勤務していたことを確認できる資料等はない。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2100084号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2100046号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成10年9月14日から平成11年3月1日までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成10年9月から平成11年2月までの標準報酬月額については、18万円から36万円とする。

平成10年9月から平成11年2月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年9月14日から平成11年3月1日まで

私は、平成10年9月14日にA社へ入社し、平成11年9月30日まで勤務した。自身が所持している給与支払明細書では、請求期間において、国の記録より高い報酬が支給されているので、調査の上、正しい標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者がA社の厚生年金保険被保険者資格を取得した平成10年9月14日から平成11年3月1日までの標準報酬月額は18万円と記録されているところ、日本年金機構は、事業主の回答及び請求者から提出された給与支払明細書(写)により、事業主から届出されるべき請求者の資格取得時に係る報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に基づく標準報酬月額は36万円が妥当である旨回答している。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

以上のことから、請求者から提出された給与支払明細書(写)により確認できる請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(18万円)は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額(18万円)と同額であることから厚生年金特例法による標準報酬

月額訂正は認められないものの、給与支払明細書（写）及び日本年金機構の回答により判断できる本来の報酬月額に見合う標準報酬月額（36万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（18万円）を超えていることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2100092号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2100047号

第1 結論

請求者のA社における平成29年3月31日及び平成31年3月29日の標準賞与額を120万円に訂正することが必要である。

平成29年3月31日及び平成31年3月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年3月31日及び平成31年3月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年3月31日
② 平成31年3月29日

A社から請求期間①及び②に賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

調査の上、請求期間①及び②の賞与を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された賃金台帳(写)、請求者から提出された賞与明細書(写)及び預金通帳(写)並びに事業主の回答により、請求者は、請求期間①及び②において、A社から120万円の賞与の支払を受け、当該賞与から標準賞与額120万円に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成29年3月31日及び平成31年3月29日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成29年3月31日及び平成31年3月29日の賞与に係る厚生年金保険料

について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。